

実施方針等に関する質問書・意見書への回答

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	実施方針	質問	1	第1章 1.2 (2)	事業の対象となる公共施設の名称及び種類	計画地のうち約7000m <sup>2</sup> は余熱体験啓発棟を想定とある。余熱体験啓発棟の配置する位置をご教示下さい。また位置の指定が無い場合、余熱体験啓発棟の位置は事業者提案として良いかご教示下さい。	余熱体験啓発棟は計画地の北西側に配置する計画です。
2	実施方針	質問	1	第1章 1.2	事業の対象となる公共施設の名称及び種類	計画地のうち余熱啓発棟の配置する7000m <sup>2</sup> の敷地範囲において工事終了後に引き渡す際の整地の条件をご教示下さい。素造成で市から引渡しを受けた際の状態で再度引渡すということが良いかご教示下さい。	余熱体験啓発棟は本事業とは別工事で整備します。(本事業範囲での引渡しは行いません。)
3	実施方針	質問	1	第1章 1.2 (2)	事業の対象となる公共施設の名称及び種類	計画地の中で新設の施設の範囲から余熱体験啓発棟の範囲に至る道路に関して条件があればご教示下さい。	添付資料で付け替え道路計画図を提示します。構内道路の条件はなく、事業者提案とします。
4	実施方針	質問	1	第1章 1.2 (2)	事業の対象となる公共施設の名称及び種類	計画地の中で新設の施設の範囲と余熱体験啓発棟の範囲との境界に門扉や塀等を敷設する条件があれば併せてご教示下さい。	条件はなく、事業者提案とします。
5	実施方針	質問	2	第1章 1.5	事業の概要	事業者は、エネルギー回収施設等の引き渡しの後に菖蒲清掃センターの解体工事を行い、外構及びストックヤード棟の整備工事を行うものとありますが、当センター稼働停止時期をご教示下さい。また、新施設完成前に停止することはありますでしょうか、ご教示下さい。	新ごみ処理施設稼働後に停止します。
6	実施方針	質問	2	第1章 1.6 (3) ②	施設運營業務	周辺住民等との協働につきまして、別紙2の4頁「維持管理業務 その他 周辺市民対応」に記載の通り事業者の対応範囲としては夜間のみという理解でよろしいでしょうか。	原則、夜間、休日(市役所の閉庁時)等です。なお、施設に関することや技術的なことである場合も対応をお願いする場合があります。
7	実施方針	質問	3	第1章 1.6 (3) ③	施設運營業務	売電による売上につきまして、インセンティブフィーの具体的な考え方をご教示下さい。	詳細は契約書(案)で提示します。
8	実施方針	質問	3	第1章 1.7 (1)	施設整備期間	「久喜新ごみ施設処理施設の整備：約4.5年 菖蒲清掃センター解体工事、跡地整備工事：約2年」とありますが、施設整備期間約6.5年の間でそれぞれの工事期間が変動してもよろしいでしょうか。	2027年4月1日に新ごみ処理施設の供用開始を原則と考えています。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
9	実施方針	質問	3	第1章 1.9	本事業の実施に関わる協定等	(1) - (4) に記載の契約につきまして、契約書(案)をご教示下さい。	入札公告時に提示します。
10	実施方針	質問	3	別紙2	業務範囲 運転管理業務 処理対象物の適正処理	「燃やせるごみの展開検査への協力」について、「廃棄物行政指導は市が行うが、運搬・選別・搬出等の作業は事業者にて実施。」とありますが、事業者の業務範囲は施設内指定場所またはストックヤード棟までの運搬・搬出とし、場外への運搬・搬出は行わないと考えて宜しいでしょうか。	場外への運搬・搬出は市の業務範囲です。
11	実施方針	質問	3	別紙2	業務範囲 運転管理業務 処理不適物の対応	「場外処理する処理不適物の一時保管」の業務範囲までが事業者となっておりますが、搬出車両への積込み及び運搬については貴市にてご対応頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	場外への運搬は市の業務範囲ですが、搬出車両への積込みは事業者の業務範囲とします。
12	実施方針	質問	4	別紙2	業務範囲 有効利用業務 残さ等の資源化	「残さ、副生成物等の資源化・処分」業務範囲が貴市となっておりますが、搬出車両への積込み及び運搬についても貴市にてご対応頂けると理解して宜しいでしょうか(事業者の業務範囲は残さ、副生成物等の本施設内での一時保管であることを確認させて下さい。)	場外への運搬は市の業務範囲ですが、搬出車両への積込みは事業者の業務範囲とします。
13	実施方針	意見	4	第1章 1.8 (1) ~ (4)	基本協定	基本協定、基本契約、施設整備請負契約、運営業務委託契約について公告時に案としてご提示願いたい。	入札公告時に提示します。
14	実施方針	意見	6	別紙3	リスク分担表 運営段階 ごみ量・ごみ質の変動	「搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動リスク(飛灰・処理残渣等の処理コストを含む)」とありますが、飛灰・処理残渣等の処理は市が実施する業務範囲であることから、係るコスト変動リスクについては、市のリスクとしていただきますようお願いいたします。	検討のうえ、入札公告時に提示します。
15	実施方針	意見	6	別紙3	リスク分担表 運営段階 ごみ量・ごみ質の変動	「搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動リスク(飛灰・処理残渣等の処理コストを除く)」とありますが、飛灰・処理残渣等の処理は市が実施する業務範囲であることから、係るコスト変動リスクについては、市のリスクとしていただきますようお願いいたします。	検討のうえ、入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
16	実施方針	意見	6	別紙3	リスク分担表 運営段階 施設破損	市による事故・火災等による修復等に係るコスト増大 リスクは貴市の分担として頂きますようお願いしま す。	市による事故・火災等による修復等は市の分担としま す。
17	実施方針	質問	6	別紙3	リスク分担表 運営段階 余剰電力売電収入の 変動	「市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電 力売電収入の変動リスク」の従分担が事業者とありま すが、従分担はインセンティブによる事業者の売電収 入の変動リスクを一定程度まで事業者が負うことを示 したものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	実施方針	意見	6	別紙3	リスク分担表 運営段階 ユーティリティの事 故・故障、運転停止	「市及び第三者の事由によるユーティリティ（電気、ガ ス、上下水道、通信）の事故・故障によるコスト増大、 運転停止リスク」の従分担が事業者とありますが、市の 事由による当該リスクについては、事業者の従分担を 削除して頂きますようお願いいたします。	事業者の帰責性の範囲内での従分担とします。
19	実施方針	質問	8,9	第2章 5.1①	入札参加者の構成等	5.1-①に記載の「協力企業については、久喜市内に本店 を有する企業（以下「市内業者」という。）を積極的に 活用すること。」の一文があるが、市内企業をグループ で採用した場合、評価いただけるかご教示下さい。	加点評価とします。
20	実施方針	質問	8,9	第2章 5.1①	入札参加者の構成等	5.1-①に記載の「協力企業については、久喜市内に本店 を有する企業（以下「市内業者」という。）を積極的に 活用すること。」の一文があるが、市内業者の定義に当 てはまらない企業であっても、施設に関連のある、例え ば久喜市内に営業所のある企業、宮代町内の本店及び 営業所のある企業をグループで採用した場合、評価い ただけるかご教示下さい。	一定の範囲で加点評価とします。
21	実施方針	質問	10	第2章 5.2 (2)	施設整備業務に関す る要件	(2) 施設整備業務に関する要件に「建築物の設計業務 を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業 とする」と記載があるが、これは設計業務を実施する企 業は設計業務だけを行うことは出来ないという認識で よいか、ご教示下さい。	設計業務を実施する企業は設計業務だけを行うこと も可能です。
22	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (2)	①プラントの設計業 務及び建設業務を実 施する企業は～	プラント工事の監理技術者について、設計製作期間と 工事期間での交代は認められるでしょうか。なお、国土 交通省から通知されている『監理技術者制度運用マニ ュアル』において、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベー タ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事 であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点」 において、監理技術者の途中交代が認められておりま す。	設計製作期間と工事期間での交代は可能です。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
23	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (3)	③施設運営企業のうち運転管理業務を～	「・・・エネルギー回収施設の運営開始から1年以上運営事業者に専任で配置し、業務に従事させること。・・・その後、同実績を有する専門の技術者を運営開始の1年以上前に配置すること。」について、前者並びに後者は、同一人物でないと考えても宜しいでしょうか。	原則、同一人物とします。
24	実施方針	質問	8	第2章 4.1	提出書類の内容	文中の「(1)から(5)」の部分は、「①から⑤」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	実施方針	質問	8 別紙1	第2章 5	入札の参加資格要件	「既存施設の解体を行う企業」に対する入札参加資格要件等についてご提示願います。	解体工事については特に要件等を定めていません。
26	実施方針	質問	9	第2章 5.1 ⑦	入札参加者の構成等	「同一入札参加者が複数の提案を行うことは認めない」とありますが、理解を進めるため、具体事例をお示し下さい。	複数の提案書を提出することなどを想定しています。
27	実施方針	質問	9	第2章 5.2 (1) ②	参加資格要件	本事業のどの期間に「久喜市の入札参加資格停止期間中」が該当すると参加資格がなくなるかご教示願います。	入札参加資格確認資料受付期限までとします。
28	実施方針	意見	9	第2章 5.2	参加資格条件	本件の施設整備業務範囲に入っております解体業務は、ダイオキシン曝露対策等経験や高い難易度を要する作業であるため、他の官公庁に倣って同種同規模の施工実績を参加条件として設定すべきと考えます。	解体工事については特に要件等を定めていません。
29	実施方針	質問	10	第2章 5.2 (2)	施設整備業務に関する要件	施設整備業務の実施に際し、特定建設工事共同体（建設JV）を構成してもよろしいでしょうか。可である場合、形態（甲型・乙型）は任意でよろしいでしょうか。	JV形態は任意とします。
30	実施方針	質問	10	第2章 5.2 (2)	参加資格要件	「建築物の設計業務を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業とする」とは設計と施工は同じ企業であり、設計と施工を異なる企業で分担する事は出来ないとの理解でよろしいでしょうか？	設計と施工を異なる企業で分担することも可能です。
31	実施方針	質問	10	第2章 5.2 (2) ③	参加資格要件	「地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の設計を担当した実績」とありますが、実績にかかる指定期間はございますでしょうか。	指定期間はありません。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
32	実施方針	質問	10	第2章 5.2 (2) ⑦	参加資格要件	「地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の建設を担当した実績」とありますが、実績にかかる指定期間はございますでしょうか。	指定期間はありません。
33	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (2) ③,⑦	施設整備業務に関する要件	建築物の設計・建設業務を実施する企業は、地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）の設計・建設を担当した実績（共同企業体としての実績は、出資比率20%以上のもの）があることとありますが、一般廃棄物処理施設の建築物の建設を担当した実績という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
34	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (2) ⑫	施設整備業務に関する要件	「プラントの設計業務及び建設業務を担当する企業は、ごみ処理施設性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示すること」とのことですが、具体的にどのような資料等を提示すればよいかご教示下さい。	契約書、技術論文等を提出することができることとします。
35	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (3)	施設運営業務に関する要件	ご指示のある資格要件の証明方法については入札公告時に具体的にご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
36	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (3)	施設運営業務に関する要件	施設運営業務に関する要件(①～③)は施設運営業務のうち運転管理業務を担当する主たる企業が満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
37	実施方針	質問	11	第2章 5.2 (3) ③	施設運営業務に関する要件	「同実績を有する専門の技術者を運営開始の1年以上前に配置すること」と記載がありますが、具体的な条件についてご教示下さい。	運営準備のため運営開始の1年以上前に業務実施体制で明示することとします。
38	実施方針	意見	11	第2章 5.2 (2) ⑦	施設整備業務に関する要件	「建築物の設計業務を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業とする。」とありますが、代表企業において一級建築士事務所の登録を行っている場合、代表企業が建築物の設計業務を分担する可能性があります。よって、事業者側の幅広い提案を可能とするため、「建築物の設計業務を分担する企業は、代表企業または建築物の建設業務を分担する企業とする。」に変更をお願い致します。	原則、建築物の設計業務を分担する企業は、建築物の建設業務を分担する企業とします。
39	実施方針	質問	12	第3章 2	特別目的会社の設立等	「特別目的会社（運営事業者）を設立し、久喜市内に本店（本社）を置くこと。」とありますが、本施設内に本店を置いてもよろしいでしょうか。	本施設内に本店を置くことも可能です。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
40	実施方針	意見	14	第4章 2.2 (2)	改善要求、支払の減額等	市様は違約金を請求することができるということですが、過度な負担は市内企業の本事業への参画を妨げる要因となると思われますので、違約金の上限を設けていただけますようご検討お願い致します。	入札公告時に提示します。
41	実施方針	質問	15	第5章 1.	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の立地に関する事項	「敷地面積は、約 40,000m <sup>2</sup> (うち、約 7,000m <sup>2</sup> は余熱体験啓発棟を想定。)」とありますが、余熱体験啓発棟エリアを除く約 33,000m <sup>2</sup> において、基準建蔽率 50%、基準容積率 100%を満足すればよろしいでしょうか。	基本的に敷地全体に対する基準とします。
42	実施方針	意見	15	第5章 2.4	関連施設 (別事業)	エネルギー収支を検討するに当たり、「余熱体験啓発棟」のプール以外の計画概要及び、公園を含めた必要な余熱のエネルギー量をご提示願いたい。	計画中ですが、約 5,300MJ/h と想定しています。
43	実施方針 添付資料 別紙1	質問	1		事業スキーム図	地域新電力会社等 (予定) と記載ありますが、こちらは新たに地域新電力会社を設立予定ということでしょうか。またその場合事業者が出資することは可能であるかご教示下さい。	設立予定ですが、詳細は未定です。
44	実施方針 添付資料 別紙2	質問	3		業務範囲 運転管理業務 処理対象物の適正処理 燃やせるごみの展開 検査への協力	燃やせるごみの展開検査について、予定されている頻度をご教示下さい。	週1回程度を想定しています。
45	実施方針 添付資料 別紙2	質問	4		業務範囲 有効利用業務 エネルギー有効利用	廃熱を用いた熱供給・発電及び電気供給は、事業者が供給施設の管理とありますが、余熱体験啓発棟 (事業範囲外) は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	公園、余熱体験啓発棟は事業範囲外ですが、公園、余熱体験啓発棟までの供給設備は事業範囲内とします。
46	実施方針 添付資料 別紙2	質問	4		業務範囲 有効利用業務 エネルギー有効利用	エネルギー回収施設等の供用開始後の売電及び売電に係る事務手続きは事業者となっておりますが、要求水準書 P103 (3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の申請等では、「施設整備企業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における発電設備認定申請等に係る手続きにおいて、市の求めにより必要な資料等の作成、調査及び関係機関等との協議等に協力するものとする」とあります。売電に係る事務手続きについて、事業者の契約なのか、固定価格買取制度の申請等に係る市への支援協力なのかご教示下さい。	固定価格買取制度の申請等に係る市への支援協力とします。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
47	実施方針 添付資料 別紙2	意見	2		業務範囲 施設整備業務 事前調査 地盤調査	地盤調査は市様でも実施されると思われますので業務範囲に○をお願い致します。	計画地周辺での地盤調査は市でも実施していますが、計画地範囲内での地盤調査は事業者の業務範囲とします。
48	実施方針 添付資料 別紙2	意見	2		業務範囲 施設整備業務 設計 官庁等との協議・手続き	官庁等との協議・手続きについては、誠意をもって対応させていただきますが、市様が届出者になるものもありますので、業務範囲に○をお願い致します。	基本的に事業者の業務範囲としますが、必要な範囲は市が行います。
49	実施方針 添付資料 別紙2	意見	2		業務範囲 施設整備業務 建設 施工前許認可手続き	許認可手続きについては、誠意をもって対応させていただきますが、市様が届出者になるものもありますので、業務範囲に○をお願い致します。	基本的に事業者の業務範囲としますが、必要な範囲は市が行います。
50	実施方針 添付資料 別紙2	意見	3		業務範囲 運転管理業務 処理対象物の受入	受付管理、案内・指示、料金徴収について、試運転中につきましても、運営業務が開始していないことから、市様にてお願いしたく業務範囲に○をお願い致します。	基本的に事業者の業務範囲としますが、必要な範囲は市が行います。
51	実施方針 添付資料 別紙2	意見	3		業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応	処理不適合物の混入防止について、市民への啓発等については市様にご協力頂きたく、業務範囲に○をお願い致します。	施設内での処理不適合物の対応は事業者の業務範囲とします。
52	実施方針 添付資料 別紙2	意見	3		業務範囲 運転管理業務 試運転・引渡し 試運転により発生する電力の売電収入	業務範囲は市様となっておりますが、管理上事業者範囲とするのが妥当であると考えます。	試運転により発生する電力の売電収入については、市が得るものとします。
53	実施方針 (別紙)	質問	2	別紙2	用地整備業務 事業 用地準備 敷地の造成	実施方針の別紙2、用地整備業務、事業用地準備、敷地の造成の項目において、備考欄に「市で粗造成は実施。粗造成後の整地等は事業者で実施。」とある、事業者で行う造成の範囲と内容を確認したいので、市で行う粗造成の範囲と内容をご教示下さい。	別添 II-4 造成計画図(参考)をご確認ください。
54	実施方針 (別紙)	質問	2	別紙2	用地整備業務 事業 用地準備 雨水流出 抑制施設の工事	調整池の整備時期をご教示下さい。	新ごみ処理施設の整備に合わせて整備する予定です。
55	実施方針 (別紙)	質問	2	別紙2	用地整備業務 事業 用地準備 雨水流出 抑制施設の工事	工事中の雨水の放流先をご教示下さい。	設計時協議するものとします。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
56	実施方針 (別紙)	質問	2	別紙2	用地整備業務 事業 用地準備 雨水流出 抑制施設の工事	施設整備後に調整池が整備される場合、その間の雨水 流出抑制方法についてご教示下さい。	新ごみ処理施設の整備に合わせて整備する予定のため、調整池の整備が後になることはありません。
57	実施方針 (別紙)	意見	2	別紙2	リスク分担表 施設整備業務/建設 /地中障害物・残存 工作物・樹木等の撤 去	備考欄に「ただし、その他地中障害物の撤去は事業者で 実施し、費用のみ市が負担する」と記載がありますが、 状況により工期変更の可能性があります。その際には 協議する旨、追記して頂けないでしょうか。	そのような場合は、別途協議します。
58	実施方針 (別紙)	質問	2	別紙2	リスク分担表 施設整備業務/建設 /建設発生土の処分	発生土中に汚染土壌を含む場合は、「地中障害物・残存 工作物・樹木等の撤去」と同じ業務区分とし、費用負担 は貴市にて対応頂けると考えて宜しいでしょうか。	市にて費用負担します。
59	実施方針 (別紙)	質問	4	別紙2	解体業務 工場棟解 体撤去 汚染が確認 された場合の対応工 事	実施方針の別紙2、解体業務、工場解体撤去、汚染が確 認された場合の対応工事の項目において、備考欄に「事 業者が対応工事は実施し、市にて別途支払う。」とある が、土壌汚染対策工事に要する費用は見積外という理 解でよいか、ご教示下さい。	ご認識のとおりです。
60	実施方針 (別紙)	質問	5	別紙3	リスク分担表 共通/制度関連/補 助金等	「事業者の事由による補助金額が交付されないリス ク、または補助金の交付が遅延し、事業開始が遅延する リスク」が事業者側のリスクとなっていますが、補助金 額が交付されないリスク及び事業開始が遅延するリス クを具体的にご教示頂けますでしょうか。	事業者の業務が遅延した場合などが想定されます。
61	実施方針 (別紙)	質問	5	別紙3	リスク分担表 共通/ 社会環境/ 第三者賠償	貴市のリスクにおいて、どのような保険等の加入や回 避をお考えでしょうか。 要求水準書のP.124「第5編第1章5.9 保険への加入」 には、貴市が加入する保険が記載されておりますが、免 責事項等の制約等をご教示頂けますでしょうか。	参考として、市では現在、全国市有物件災害共済会や、 全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しています。
62	実施方針 添付資料 別紙3	質問	5		リスク分担表 共通 物価変動	「一定の範囲内」とありますが、具体的な数値をご教示 下さい。	5～10%程度を想定しています。
63	実施方針 別紙3	質問	5		物価変動	物価変動の費用増大リスクにおいて「一定の範囲内」と ならない状況についてご教示願います。	5～10%程度を超える範囲を想定しています。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
64	実施方針 (別紙)	質問	5	別紙3	リスク分担表 共通/物価変動	「一定の範囲」についての基準を明確にご教示頂けますでしょうか。	5~10%程度を想定しています。
65	実施方針 (別紙)	質問	5	別紙3	リスク分担表 共通/不可抗力	「工事中・維持管理運営中の風水害・地震等の大規模災害による修復のため遅延が発生するリスク」について、事業者側でもリスクを見込むことになっていますが、具体的なリスクをご教示頂けますでしょうか。	短期間で復旧した場合などを想定しています。
66	実施方針 (別紙)	質問	6	別紙3	リスク分担表 運営段階/運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大、運転停止リスクにおいて、貴市所掌のリスクは、どのようなものを想定されているかご教示頂けますでしょうか。 例えば不適物起因による火災、爆発に伴う復旧費、ごみ処理が停滞した場合の外部委託等も貴市にて負担と考えて宜しいでしょうか。	不適物を適切に選別していない場合など事業者に帰責性がある場合は事業者の負担とします。
67	実施方針 (別紙)	質問	6	別紙3	リスク分担表 運営段階/施設破損	貴市のリスクである、第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスクの※に、「一定程度までのリスクは事業者が負担する。」とありますが、どの程度を想定されているかあるいは事業者提案によるものになるのかどうかをご教示頂けますでしょうか。	事業者の注意義務違反など帰責性がある場合を想定しています。
68	実施方針 (別紙)	質問	6	別紙3	リスク分担表 ユーティリティの事故/故障、運転停止	貴市のリスクである、市及び第三者の事由によるユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスクについて、貴市の事由はどのようなものを想定されているかご教示頂けますでしょうか。	市道範囲内における事故・故障等を想定しています。
69	実施方針 (別紙)	質問	7	別紙4	用語の定義	協力企業の定義は、実施方針別紙4にて「入札参加者を構成する企業のうち構成企業以外の者で、事業開始後、施設整備業務又は施設運営業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している企業をいう。」とされているが、協力業者とは構成企業もしくは協力企業の協力施工業者（下請業者）も含めるのかご教示下さい。また、含める場合、その範囲をご教示下さい。例えば、一次下請迄は協力企業と見なすが二次下請業者は見なさない等。	協力施工業者（下請業者）を協力企業とするのは任意ですが、必ずしも含めるものではありません。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	市が実施する主な業務範囲	貴市が実施する業務範囲である、公園整備、余熱体験施設、造成工事、市道付替え工事等の周辺工事についての工程及び整備実施時期をご教示頂けますでしょうか。	検討中です。
2	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	市が実施する主な業務範囲	市道1525号線付け替え道路整備工事の計画図と工程をご教示頂けますでしょうか。	詳細は未定です。
3	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4⑩	市が実施する主な業務範囲	貴市が行う付替え道路整備後、既存の道路は工事用道路として利用できるか、また利用できる場合はいつまで利用できるかをご教示下さい。	付け替え道路整備後、工事用道路として利用可能です。
4	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4①	市が実施する主な業務範囲	市が実施する主な業務範囲に記載の①計画地内の造成工事について、計画地である菖蒲清掃センターの敷地の貴市で造成及び整地を行う範囲をご教示下さい。	別添Ⅱ-4 造成計画図(参考)をご確認ください。菖蒲清掃センター解体後の敷地内の造成及び整地は事業範囲とします。
5	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4⑦	市が実施する主な業務範囲	市が実施する主な業務範囲に記載の⑦公園整備工事について、公園の計画地を本事業の施設整備期間において資材置き場や発生土の仮置き場に利用することは可能か、ご教示下さい。	公園の計画地内を利用することは不可とします。
6	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	市が実施する主な業務範囲	下記の工事期間をご教示下さい。 ⑦公園整備工事 ⑧余熱体験啓発棟 整備工事 ⑨公園・余熱体験啓発棟運営業務 ⑩市道1525号線付け替え道路整備工事	検討中です。
7	要求水準書	意見	3	第1編 第1章 4 ⑥	市が実施する主な業務範囲	市が実施する主な業務範囲として「本事業にて実施する土壌汚染調査」とありますが、本調査を要求水準書にて事前に公開お願い致します。	菖蒲清掃センター解体時に実施する予定のため事前に公開することはできません。
8	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	地盤及び土質	造成に伴う敷地及び建築物配置への制約(擁壁・補強土盛土等に伴う建築物配置への制約等)があれば事前にご教示頂けますでしょうか。	制約は特にありません。
9	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	地盤及び土質	貴市にて実施の造成工事部分の不具合に関する責任所掌をご教示頂けますでしょうか。 ・施設整備工事による直接的な破損等：事業者責任。 ・上記以外：貴市責任所掌	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
10	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2	地盤及び土質	地盤及び土質の箇所に「市が実施した、(仮称)久喜市新ごみ処理施設の計画地内におけるボーリング調査等(標準貫入試験及び土質試験等)を添付する。」と記載がある、p144に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告後、借用可能です。
11	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2	地盤及び土質	「市の提示する調査結果と異なる結果が認められた場合には、市と協議をし、対応について協議することができる。ただし、市の調査に大きな瑕疵が認められない場合には、事業者の責任において、設計・建設を行うものとする。」とあります。事業者は貴市の提示する調査結果に基づいて計画するため、調査結果に瑕疵がなく、地盤条件に異なる結果が見受けられた場合には協議を行って頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2	地盤及び土質	「市の提示する調査結果と異なる結果が認められた場合には、市と協議をし、対応について協議することができる。」とありますが、この“協議”とは費用及び工期について協議を行えるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2. (2)	計画地盤高(予定)	2023年9月までに計画地内の造成工事を完了し事業者を引き渡す(頁3第1章4.①項)とのことですが、事業者を引き渡すときの地盤高は、T.P.+10.9mと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2. (2) (4)	計画地盤高(予定)	(2)項の「計画地盤高 T.P.+10.9m」は(4)項の浸水想定高「最大浸水深 T.P.+12.04m」より低いですが、浸水対策に対するご要望や条件等がありましたらご教示下さい。	計画地盤高以上の浸水対策は事業者提案とします。
15	要求水準書	質問	5	第1編 第2章	別添資料	ご記載の別添資料のご提供をお願い致します。	入札公告時に提示します。
16	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 3(4)	都市計画	都市施設(2021年11月に「ごみ焼却場・ごみ処理場」と変更予定)とありますが、都市計画決定変更の告示と理解してよろしいかご教示下さい。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
17	要求水準書	質問	5	第1編 第2章5 ①	ユーティリティ条件	余剰電力の売電については、運営事業者は経済的に優れた条件で契約するように努めることとありますが、P103(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の申請等では、施設整備企業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における発電設備認定申請等に係る手続きにおいて、市の求めにより必要な資料等の作成、調査及び関係機関等との協議等に協力するものとするがあります。余剰電力の売電について、運営事業者の契約なのか、固定価格買取制度の申請等に係る市への支援協力なのかご教示下さい。	固定価格買取制度の申請等に係る市への支援協力とします。
18	要求水準書	質問	5	第1編 第2章5 ③	ユーティリティ条件	「(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園(以下「隣地整備の公園」という。)」に蒸気及び電気を供給する予定について、電力供給量についてもご教示下さい。	計画中のため供給量は未定です。
19	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5	ユーティリティ条件	「隣地整備の公園」への電気供給につきまして、想定される最大消費電力、電源種別(3相3線6.6kV等)をご教示下さい。	計画中のため消費電力等は未定です。
20	要求水準書	質問	5	第2章5	ユーティリティ条件	「隣地整備の公園」への蒸気供給につきまして、想定される最大消費蒸気量・温度・圧力、平均消費蒸気量・温度・圧力、返送条件)をご教示下さい。	計画中のため供給量は未定です。
21	要求水準書	質問	5	第2章5	ユーティリティ条件	取り合い位置、サイズ、接続規格等の取り合い条件をご教示下さい。	計画中のため取り合い条件は未定です。
22	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5.	ユーティリティ条件	「余剰電力の売電については、運営事業者は経済的に優れた条件で契約する」について、P130/3.2 電力供給等では「売電に伴う手続きは市が実施し、売電収入は、市及び事業者の収入として取り扱う。」とあります。従い、売電の所掌は、契約：運営事業者、収入：運営事業者と貴市で割り当てるとの理解で宜しいでしょうか。また、その際、売電収入の配分比率が決定していれば合わせてご教示願います。	入札公告時に提示します。
23	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 4	搬入・出口	搬入・出口の箇所に「(仮称)久喜市新ごみ処理施設の建設にあたっては、現施設の運営に支障がある場合、既存出入口の他に工事用の仮設の出入口を設けても構わない。」と記載がある、新設施設の入口については既存	新設施設の出入口を付け替え道路に設置することも可能です。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
						施設の出入口を利用するという理解でよいか、また新設施設の入口の設置場所について条件があればご教示下さい。	
24	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5	ユーティリティ条件 表-1-1 ユーティリ ティ条件 【案】	電気の欄に送電設備の協議状況については記載の「【別添4 インフラ 整備状況・計画】」に協議状況が示されているとある、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
25	要求水準書	質問	5、6	第1編 第2章 5	ユーティリティ条件 表-1-1 ユーティリ ティ条件 【案】	「なお、特別高圧線引込工事に係る工事費負担金については市の負担とする。」とあり、実施方針別紙2の施設整備業務、建設、敷地周辺インフラ整備（電気、蒸気）の欄の業務範囲は事業者となっているが、事業者の業務範囲は、特別高圧線引込工事以外の電気のインフラ整備であり引き込みについては貴市範囲との考えでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	要求水準書	質問	5、6	第1編 第2章 5	ユーティリティ条件 表-1-1 ユーティリ ティ条件 【案】	ガスの欄に計画地南側まで引き込む予定の中圧管B150mmの敷設位置についてご教示下さい。	入札公告時に提示します。
27	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5	表-1-1 ユーティリティ条件 雨水	「計画地内の雨水のうち、有効利用できない雨水は雨水流出抑制施設を新設し、計画地南側の道路排水施設又は隣地の調整池等を経由したうえで、備前堀川へ放流する。」とあります。 一方で要求水準書41頁(5)において、「雨水流出施設は公園工事において公園敷地内に整備される。」とあります。 雨水流出抑制施設は、別途工事にて事業用地外に整備されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	要求水準書	質問	6	第2章 表1-1	電気	特別高圧（66kV、2回線）の引込位置をご教示下さい。	入札公告時に提示します。
29	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.	表-1-1 ユーティリ ティ条件【案】 下水	下水について、令和5年に整備予定とありますが、本事業に対する排水量の制限があれば、ご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
30	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.	表-1-1 ユーティリティ条件【案】雨水	計画地南側の道路排水施設放流とありますが、本事業用地内の雨水の排水可能量と接続位置をご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
31	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.	表-1-1 ユーティリティ条件【案】雨水	隣地の調整池への本事業用地内の雨水排水可能量及び調整池の位置と接続位置をご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
32	要求水準書	質問	6	第1編 第2章 5.	表-1-1 ユーティリティ条件【案】上水道	要求水準書公表時には、新規敷設の給水本 150mm から事業用地に引込み可能な最大口径と上水圧及び接続位置をご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
33	要求水準書	意見	6	第1編 第2章 表 1-1	電気	電力会社殿との事前協議状況につきまして、受電点遮断容量、逆潮流制限の有無を公表いただきますようお願い致します。	入札公告時に提示します。
34	要求水準書	質問	6	第2章 5.	表 1-1 ユーティリティ条件	公共下水道は「令和5年度整備予定」とありますが、建設工事着工時には公共下水道が整備済みとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
35	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(1) ①	提供資料	現況に係る提供資料において、「① 現況図 は、【別添 1 現況配置図】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
36	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(1) ③	提供資料	現況に係る提供資料において、「③ 現施設 は、【別添 3 現施設の既存図面 現施設一覧、現施設等の図面、外構・埋設管等の図面】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
37	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(1) ⑤	提供資料	現況に係る提供資料において、「⑤ 現況平面図 測量図 は、【別添 5 現況平面図 測量図）】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
38	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(2) ①	提供資料	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の工事に係る提供資料において、「① 建築計画図 は、【別添1 建築計画図 参考】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
39	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(2) ②	提供資料	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の工事に係る提供資料において、「② 仮称 久喜市新 ごみ 処理施設 の 施工計画 は、【別添2 施工 計画 参考】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
40	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(2) ③	提供資料	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の工事に係る提供資料において、「③ 仮称 久喜市新 ごみ 処理施設 の 内装仕上げについては、【別添3 内装仕上げ表 (参考)】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
41	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(2) ④	提供資料	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の工事に係る提供資料において、「④ (仮称)久喜市新ごみ処理施設 の整備期間中に、市の所掌で実施する計画地内の盛土工事については、【別添4 造成計画 図 参考】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
42	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(2) ⑤	提供資料	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の工事に係る提供資料において、「⑤ 隣地 で 整備 を 予定 している 余熱 体験啓発棟 の 余熱利用計画 については、【別添5: 余熱 体験啓発棟 の余熱利用計画】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のこととあるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
43	要求水準書	質問	7	第1編 第2章 6(2) ⑥	提供資料	(仮称)久喜市新ごみ処理施設の工事に係る提供資料において、「⑥ 隣地整備 の 公園 に 係る 計画 については、【別添6 隣地整備 の 公園計画】に示すとおりとする。」と記載されている、p144 に別添資料は久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用のことと	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
						あるがいつから借用可能か、ご教示下さい。	
44	要求水準書	質問	10	第1編 第3章3	適正処理困難物条件	ただし書き以降の適正処理困難物とは、前述の市が収集し、搬入された一般廃棄物等のうち、市との協議により事業者が処理することが困難と認められた廃棄物と理解してよろしいかご教示下さい。	ご認識のとおりです。
45	要求水準書	質問	10	第1編 第3章 5.	計画ごみ質条件	リサイクル施設の計画ごみ質もご提示頂けませんでしょうか。	入札公告時に提示します。
46	要求水準書	質問	11	第1編 第3章 5.	計画ごみ質条件	「エネルギー回収施設の計画ごみ質の組成については参考とする。」とありますが、施設計画条件として重要な数値であることから、表-1-3 計画ごみ組成に記載されている数値を計画値として指定頂けないでしょうか。	計画値として指定します。
47	要求水準書	質問	11	第1編 第3章 6.3	稼働日数	「年間稼働日数はそれぞれ年間約41,447tを～」とありますが、それぞれとは低質・基準・高質ごみを指していると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
48	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7.1	運行車両の車種及び台数	最大車両台数をご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
49	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7.1	運行車両の車種及び台数	使用する車両のサイズをご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
50	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7.3	見学者数	1日最大の見学者人数をご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
51	要求水準書	質問	13	第1編 第3章 8.2	(2) エネルギー回収施設の主灰及び飛灰等が受入中止の際の措置	他の施設で処理とありますが、運搬とその処理は貴市の所掌と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
52	要求水準書	質問	11	第1編 第3章5	計画ごみ質条件	ご提示の計画ごみ質・ごみ組成については、プラスチック製容器包装も含まれているものと考えてよろしいでしょうか。 含まれていない場合には、含んだ場合のごみ質・ごみ組成のご教示下さい。	プラスチック製容器包装を含むごみ質です。
53	要求水準書	質問	11	第1編 第3章5	計画ごみ質条件	リサイクル施設のごみ質条件をご教示下さい。	入札公告時に提示します。
54	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 6.4	系列数	予備機、システム構成等については、事業者提案とさせて頂くことでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
55	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7.1	運行車両の車種及び台数	ごみ投入時の投入扉開口サイズの決定のため、収集車両の車両サイズをダンプ時の状態を含めてご教示下さい。	入札公告時に提示します。
56	要求水準書	質問	12	第1編 第3章 7.2	総職員数	市様事務局職員等については約5人との記載がありますが、必要な室、什器等についてご提示をお願い致します。 また、市様は本施設に常駐されるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
57	要求水準書	質問	20	第2編 第1章 11.1 (6)	施設整備の基本方針	1.1 全体計画において、「(6) 本事業計画地内では、搬入出車両(燃やせるごみ収集車両、燃やせないごみ・粗大ごみ収集車両、各種搬入出車)、訪問見学者の車両等、想定される関係車両の円滑な交通が図られるものとし、エネルギー回収施設等の搬入車両も含め、搬入出車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。また、収集車両(最大積載量10t)及び副生成物搬出車25t等の動線に配慮する。特に、施設見学者等の一般車両動線は、原則として搬入出車両等の車両動線とは分離するものとする。」と記載がある、出入口及び構内道路を計画するにあたり、市側で想定している収集車両の周辺道路から本施設への動線をご教示下さい。	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
58	要求水準書	質問	20	第2編 第1章 1.1.1 (7)	施設整備の基本方針	1.1 全体計画において、「(7) プラントの整備・補修のため、それらの搬入出口、搬入通路及び搬入出機器を設けるものとする。」と記載されている、それらの搬入出口とは施設建屋に設置するものであり、敷地の内外に出入りする出入口を複数設けるという事ではないという理解でよいか、ご教示下さい。	敷地の出入口を複数設けることも可能としています。
59	要求水準書	質問	22	第2編 第1章 1.3	施設配置計画	1.3 施設配置計画において、「ただし、以下は施設整備が完了する2029年3月での性能基準を想定しているものである。【別添Ⅱ-2:段階整備工程計画(参考)】」と記載があるが、【別添Ⅱ-2:段階整備工程計画(参考)】の資料については、p144に記載のない資料だが他の別添資料と同様に久喜市環境経済部資源循環推進課にて借用が可能か、また借用が可能な場合はいつから借用可能か、ご教示下さい。	入札公告時に提示します。
60	要求水準書	質問	21	第2編 第1章 1.2	運転計画	(10) リサイクル施設からの残さは、コンベヤ等でエネルギー回収施設ピットに搬送するとありますが、コンベヤの配置が困難な場合は車両運搬が認められるかご教示下さい。	車両運搬も可能です。
61	要求水準書	質問	23	第1章 1.3 (2)	②車両動線計画	最大車両は「25t ウイング車」とありますが、12頁の表-1-4 運行車両に記載がありません。用途をご教示お願いします。	将来的な使用を想定したものです。
62	要求水準書	質問	23	第2編 第1章 1.3	性能保証事項	来場者用駐車場(50台)、庁用車用駐車場(50台)を整備とありますが、敷地内に運営事業者用の駐車場を設けてよいか、ご教示下さい。	運営事業者用の駐車場を設置することも可能です。
63	要求水準書	質問	25	第3章 1.2	性能保証事項 熱しゃく減量	焼却残さの熱しゃく減量について、「(1) サンプリング場所 残さ搬出装置」とありますが、湿灰の採取となる場合、水和物(未燃分以外)の影響を大きく受ける場合があります。熱しゃく減量にて燃焼状態を正しく評価するために、乾灰の採取が可能な位置にて試料を採取するものとしてよろしいでしょうか。	乾灰での分析も可能です。
64	要求水準書	質問	25	第2編 第3章 1.2	性能保証事項	2 残渣、塩素濃度はストーカー式焼却炉残渣も保証の対処となるのか、ご教示下さい。	塩素濃度は保証の対象外とします。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
65	要求水準書	質問	27	第3章 1.2	性能保証 性能保証事項	14頁の「表1-9 有害物質溶出基準」では、主灰またはスラグ及び飛灰（飛灰処理後）に対する基準が記載されていますが、性能保証は表2-1に記載されている処理飛灰のみとの理解でよろしいでしょうか。	主灰等も性能保証の対象とします。
66	要求水準書	質問	33	第2編 第1章 3.3	(1) 軽負荷試験／確認方法	「低質ごみで、・・・助燃することなく、設備能力の80%程度の軽負荷試験を実施すること。」とありますが、低質ごみの80%負荷で実施すると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりですが、負荷率については変更の場合があります。
67	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1.1	(2) 沈下対策	「施設整備・運営期間にわたり沈下量を確認・管理」について、運営期間中も確認・管理が必要と考えて宜しいでしょうか。 必要である場合、頻度（回数/年）や確認・管理期間をご教示頂けないでしょうか。	特に定めはありません。
68	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1.1 (2)	沈下対策	(2) 沈下対策において「施設整備・運営期間にわたり沈下量を確認・管理して、建築物、構造物及びプラント設備等には適切な沈下対策を講じること。」という記載があるが、計画地の地盤改良工事・地盤の沈下対策の事業者の所掌範囲を確認する為に市側で実施する地盤改良工事・地盤の沈下対策の内容をご教示下さい。また、事業者引渡時の計画地の残留沈下量をご教示下さい。	入札公告時に提示します。
69	要求水準書	質問	38	第2編 第5章 1.2	一般事項（建築）	デザインについて、「事業者決定後、概ね6ヶ月以内において提案された3案について市と協議の上、1案に決定するものとする」とありますが、実施設計には影響のない範囲（色彩等）で3案提案させて頂く考えでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
70	要求水準書	質問	39	第2編 第5章 1.2	(3) 駐車場・駐輪場	「庁用車用駐車場」に駐車する車両諸元で一般車両以外のものがあればご教示頂けますでしょうか。	基本的に一般車両のみです。
71	要求水準書	質問	39	第2編 第5章 1.2 (3)	駐車場・駐輪場	貴市職員用駐車場は来場者用50台に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	庁用車駐車場に含まれるものとします。
72	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1.3 (1) ②	困障	現時点で検討している困障計画についてご教示下さい。	特に計画はありません。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
73	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1.4 (1) ②	その他	追加調査の結果アスベストが確認できた場合、施工に要する費用は市の負担という理解でよいか、ご教示下さい。	市の負担とします。
74	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1.4 (1) ②	造成・整地工事／② その他	「既存施設の基礎、杭、擁壁等は、」について、インフラなどの埋設物も該当すると考えますが、擁壁等の「等」に含まれる物を具体的にご教示頂けますでしょうか。	配管等を想定しています。
75	要求水準書	質問	43	第2編 第5章 1.4 (3)	管理棟の建築工事等	管理棟の建築工事等において、「管理棟の施設配置及び施設内容、仕様等については以下の機能を満たすこと。ただし、詳細については事業者による【提案】とする。 (仮称)久喜市新ごみ処理施設に近い位置に設け、各施設との連絡を配慮し、安全なアプローチを確保する。また、採光、日照、通風についても十分に考慮する。」と記載がある、管理棟は工場棟と別棟とするという理解でよいか、ご教示下さい。	管理棟を工場棟と別棟とするかは事業者提案とします。
76	要求水準書	質問	36	第5章 1.1 (2)	沈下対策	本計画地の地歴をご教示ください。また、本計画地の造成履歴があればご提示ください。	入札公告時に提示します。
77	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1.1 (3) ②	見学者コース及び展示計画	見学者コースは、来場者が自由に見学とありますが、施設内に自由に立ち入り見学を行うという理解でよろしいでしょうか。 また、その際には開館日・時間等についてのご指定がありますでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、開館日・時間等については未定です。
78	要求水準書	質問	37	第2編 第5章 1.1 (7) ④	災害対策（地震及び洪水対策）	「浸水想定高さまでは鉄筋コンクリート造とし、開口部は防水扉等を設置すること。」とありますが、一方P4において「浸水想定高」として、久喜市防災ハザードマップと国土地理院地点別浸水シミュレーション検索システムの2つの異なるデータが提示されています。事業者間の統一を図るため、鉄筋コンクリート造とする必要がある高さをT.P.表示でご教示下さい。	基本的に国土地理院地点別浸水シミュレーション検索システムによる浸水想定高とします。
79	要求水準書	質問	39	第2編 第5章 1.2	一般事項（建築）	(6) 洗車場エリアは収集車両（アームロール車2台、4トン車6台）が同時に洗車できる手動洗車装置（高圧洗浄装置）を設置とありますので、車両寸法をご教示下さい。	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
80	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1.3 (2) ①	緑被率	緑被率を算定する敷地境界をご教示下さい。	入札公告時に提示します。
81	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1.3 (2) ①	緑被率	「緑被率は埼玉県自然環境保全条例、久喜市開発行為等指導要綱を満足する」と記載がありますが、埼玉県自然環境保全条例には“緑被率”の規定はありません。また、久喜市開発行為等指導要綱には“緑化を要する面積”の規定があります。これが、緑被率という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
82	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1.3 (2) ①	緑被率	緑被率は、「埼玉県自然環境保全条例、久喜市開発行為等指導要綱を満足する」とありますが、必要な緑被率、緑被面積をご提示願います。	設計時に決定することとします。
83	要求水準書	質問	40	第2編 第5章 1.3 (2) ①	緑被率	「緑被率は埼玉県自然環境保全条例、久喜市開発行為等指導要綱を満足する」と記載がありますが、工場立地法の緑被率も満足すると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
84	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1.4 (1) ②	その他	「既存施設が稼動するために必要となる設備等で代替・盛替え等を行う場合には、市と協議して決定すること」とありますが、既存運転継続や公道整備に係る既存施設の設備流用可能範囲、撤去必要範囲などについて、お考えがあればご提示願います。	基本的に菖蒲清掃センター敷地範囲内とします。
85	要求水準書	意見	41	第2編 第5章 1.3 (4)	防火水槽・消火栓・防火の措置	「消防法及び久喜市開発行為等指導要綱（防火水槽設置基準）等に基づき、所要量の防火水槽・屋外消火栓を適切な位置に設ける。」とありますが、消防水利等の設置に関しては指導によるところが多く、入札前の段階において事業者が予測することは困難です。よって、予め市様において協議を行い必要な防火水槽・消火栓・防火の措置を要求水準書にてご教示下さい。	設計時に決定します。
86	要求水準書	意見	41	第2編 第5章 1.4 (1) ②	その他	「既存施設の撤去を伴う場合には、アスベスト等の有無について調査を行い」とありますが、入札前の段階において事業者はアスベスト等の調査を行えないため調査結果を見積りに反映することができません。よって、市	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
						様にて調査結果を提示するか又はアスベスト等が発見された場合はコスト・工期について別途協議をお願い致します。	
87	要求水準書	質問	46	第2編 第5章 1.4 (3)	表2-4 管理棟諸室 一覧/更衣室	管理棟の貴市の更衣室は1階が男性用5人分、3階を男性用3人、女性用2人分と考えて宜しいでしょうか	事業者提案としますが、詳細は設計時に決定します。
88	要求水準書	質問 ・ 意見	49	第2編 第5章 2.4	(5) 建具	外部に面するガラスについて「消防法危険物の規定に準拠すること。」とありますが、本文の意図をご教示頂けないでしょうか。関係法令に準拠したうえで事業者提案によるものとしたほうが、提案の幅を広げることができると思います。	事業者提案としますが、詳細は設計時に決定します。
89	要求水準書	質問	49 52	第5章 2.4 (5) 3.2 (6)	建具 消火設備	「外部に面するガラスは消防危険物の規定に準拠すること」とありますが、危政令19条1項(一棟規制)を想定しているのでしょうか。また、52頁では所轄消防署と十分協議とありますが、提案計画時に市様に協議内容を提示の上、あらかじめ所轄消防との事前協議は可能でしょうか。	事前協議は設計時に実施することとします。
90	要求水準書	質問	52	第2編 第5章 3.2 (8)	換気設備	「高温放散機器を設置する室は、夏季の室内外気温度差 $\Delta t = 12^{\circ}\text{C}$ 以下」とありますが、一方P.28には炉室内温度の指定があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	炉室内は p.28 の温度とします。
91	要求水準書	質問 ・ 意見	52	第2編 第5章 3.2	(6) 消火設備	消火栓設備の水源はプラントと別とありますが、必要な容量を確保し、消防から許可が下りればプラント受水槽と兼用させても宜しいでしょうか。	兼用は可能です。
92	要求水準書	質問	53	第2編 第5章 3.3	昇降機設備	「施設利用者がリサイクル家具を運搬可能なエレベータを1基設置する。」とありますが、リサイクル家具の具体的な大きさをご教示下さい。	設計時に決定します。
93	要求水準書	質問	54	第2編 第6章 1	エネルギー回収施設 計画	(11) 余熱利用設備、余熱体験啓発棟とありますが、余熱体験啓発棟に設置される余熱利用設備と本工事の取合い点をご教示下さい。	詳細は未定のため設計時に決定します。
94	要求水準書	質問	56	第2編 第6章 1.3	プラント設備計画	(2) 受入れ・供給設備、④ 投入扉及びダンピングボックスに投入扉は、パッカー車用は3門以上を原則、また、10t アームロール車用の投入扉を1門設置とありますが、パッカー車用3門以上のうち、10t アーム	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
						ロール車用を1門設置でよいのか、ご教示下さい。	
95	要求水準書	質問	56	第2編 第6章 1.3 (2)	①ごみ計量機	「計量機の横に車1台分の停車スペースを設けること」とありますが、具体的な使用目的をご教示頂けないでしょうか。	緊急時の退避スペースなどを想定しています。
96	要求水準書	質問	56	第2編 第6章 1.3 (2)	④投入扉及びダンピングボックス	ダンピングボックスの用途に「搬入物チェック等」の記載がありますが、対象の車両（積載 m <sup>3</sup> ）と台数をご教示頂けないでしょうか。	詳細は設計時に決定します。
97	要求水準書	質問	56	第2編 第6章 1.3 (2)	④投入扉及びダンピングボックス	「10t アームロール車用の高さを確保した投入扉を1門設置する」について、10t アームロール車用以外の投入扉は4t パッカー車を対象としていると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
98	要求水準書	質問	56	第2編 第6章 1.3 (2) ②	プラットホーム	動物死体を保管する設備（冷蔵庫、仏壇等）を設置するとありますが、想定している動物・大きさ・受入れ量・頻度についてご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
99	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1.3 (2)	⑥燃やせるごみピット	奥行はクレーンバケット開寸法の3倍以上とありますが、2段ピット方式を採用する場合、ごみの受入部と貯留部を合計したピット全体で3倍以上を有するものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
100	要求水準書	質問	57	第2編 第6章 1.3 (2) ⑤	前処理装置	破砕機の必要容量と破砕対象物をご教示願います。	必要容量は設計時に決定します。
101	要求水準書	質問・意見	58	第2編 第6章 1.3 (2)	⑩ごみクレーン	ごみピット内部の視認性やクレーンの運転に支障がないことを前提に、中央制御室とクレーン操作室を兼用しても宜しいでしょうか。	兼用も可能です。
102	要求水準書	質問・意見	58	第2編 第6章 1.3 (2)	⑩ごみクレーン	窓自動洗浄装置の設置については、清掃できる構造にすることで、その清掃方法については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	事業者提案も可能です。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
103	要求水準書	質問・意見	58	第2編 第6章 1.3 (2)	⑪ごみクレーン	「クレーンガード上の電動機及び電気品を防塵、防滴型とする。」について、実績、汎用性、設置場所を考慮した上で事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	事業者提案も可能です。
104	要求水準書	質問	58	第2編 第6章 1.3	プラント設備計画	⑪ごみクレーン操作室は、ごみピット内部及び投入ホップが見やすい位置とするとありますが、中央制御室内に設置し、投入ホップはカメラ監視による場合について認められるかご教示下さい。	一部の範囲はカメラによる監視も可能です。
105	要求水準書	質問	59	第2編 第6章 1.3 (2) ⑫	ごみ投入ホップ・シュート	医療廃棄物、感染性廃棄物、動物死体を直接投入できる設備を設置することとあります。それぞれの受入れサイズ・性状・量・頻度等についてご教示下さい。また、本廃棄物を処理するにあたり届出等を含め留意すべき事項についてご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
106	要求水準書	質問	59	第6章 1.3. (2)	⑫ごみ投入ホップ・シュート	医療廃棄物、感染性廃棄物、動物死体の搬入荷姿について、ご教示願います。また焼却炉への投入イメージは、以下の通りでよろしいでしょうか。 ① プラットホームにて受け入れ ② ホップステージへホイストにて荷揚げ ③ 各投入ホップへ台車にて搬送、手投入 既存施設においても、医療廃棄物および感染性廃棄物を受け入れているのでしょうか。受け入れているのであれば、受け入れ方法、設備の詳細をご教示願います。	検討中です。 また、既存施設において医療廃棄物および感染性廃棄物については、受け入れておりません。
107	要求水準書	質問	61	第2編 第6章 1.3 (4)	③低圧蒸気復水器	「タービン停止時でも、蒸気発生量の全量を復水できるものとし」について、プロセス蒸気を除いた全量を復水すると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
108	要求水準書	質問	63	第2編 第6章 1.3	プラント設備計画	(6) 余熱利用設備、③余熱体験啓発棟・公園への供給の熱供給（低圧蒸気または高温水）に係る供給方法及び熱量を決定していただけないでしょうか。	計画中のため供給量は未定です。
109	要求水準書	質問	64	第2編 第6章 1.3	プラント設備計画	(7) 通風設備、⑥臭突はごみピット脱臭装置のものと理解してよいか、ご教示下さい。	ごみピットの他、排水処理設備等も脱臭対象となります。
110	要求水準書	質問	64	第2編 第6章 1.3 (7) ④	煙道	材質は耐硫酸露点腐食鋼製とありますが、酸性ガス処理（ろ過式集じん器出口）以降については、一般構造用圧延鋼板の採用を提案してもよろしいでしょうか。	詳細は設計時に決定します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
111	要求水準書	質問	64	第2編 第6章 1.3 (7)	④煙道	材質については、酸露点腐食が発生しない雰囲気環境（水分、温度）とすれば、弊社実績に基づいた適切な材料選定として通常の炭素鋼を使用しても宜しいでしょうか。	詳細は設計時に決定します。
112	要求水準書	質問・意見	64	第2編 第6章 1.3 (7)	⑥臭突	焼却炉全炉停止時はごみピット脱臭装置で十分に脱臭を行い、臭突からの排出による拡散・希釈を行わずとも悪臭基準を守り施設周辺への臭気の拡散を防止します。また、隣接公園との調和を図るため煙突のような圧迫感を感じやすい構造物は極力コンパクトにすることを推奨しますので、臭突の設置は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	事業者提案とし、詳細は設計時に決定します。
113	要求水準書	質問	64	第2編 第6章 1.3 (7)	⑤煙突	臭突は耐食ライニングまたは SUS とありますが、煙突についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
114	要求水準書	質問・意見	65	第2編 第6章 1.3 (8)	①主灰・スラグ搬出装置	炉内を負圧に保ち、シールすることで装置への排ガス流入を防ぐだけでなく、集じん装置等により機内の気流を確保してガスの滞留を防止するため、保温加工は不要とさせて頂けないでしょうか。	詳細は設計時に決定します。
115	要求水準書	質問・意見	65	第2編 第6章 1.3 (8)	②飛灰搬出装置	「原則、灰切り出し装置とし、」について、通例はスクリーコンベヤと認識しますが、飛灰を適切に飛灰貯留槽へ搬送する最適なシステムのために、清掃時に内部の焼却灰の全てを排出できることを前提として、飛灰搬出装置の形式は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	事業者提案とし、詳細は設計時に決定します。
116	要求水準書	質問・意見	66	第2編 第6章 1.3 (8)	⑥灰・スラグクレーン	窓自動洗浄装置の設置については、清掃できる構造にすることで、その清掃方法については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	事業者提案とし、詳細は設計時に決定します。
117	要求水準書	質問	67	第2編 第6章 2.1	(3) 受入れ・供給設備	「受入については搬入物の種類によるが、原則、ストックヤードとする。」と記述がありますが、このストックヤードとは P47 に記述のあるストックヤード棟とは異なり、選別処理を必要としないものを貯留しておくプラットホーム内の集積場所と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
118	要求水準書	質問	67	第2編 第6章 2.1 (4) ③	選別物等搬出	金属類の貯留方法についてコンテナもしくは圧縮成型後のヤード貯留のご指示がありますが、P.69に記載のホップ貯留としてもよろしいでしょうか。	ホップ貯留も可能です。
119	要求水準書	質問	68	第2編 第6章 2.2	(4) 選別装置	「リチウムイオン電池等の異物を除去できる性能とすること。」とありますが、破砕処理工程の後にリチウムイオン電池そのものを選別することは難しいと考えます。従いまして、これについてはリチウムイオン電池またはリチウムイオン電池を使用している家電製品を投入前に事前に選別するものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
120	要求水準書	質問	72	第2編 第6章 3.3	電気設備	接地工事計画のため、建設予定地の土壤抵抗値をご教示下さい。または、隣接する既設菖蒲清掃センターの接地工事概要（接地極埋設深さ、接地極材仕様）が分かる資料をご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
121	要求水準書	意見	72	第2編 第6章 3.3 (2) ②	変圧器	変圧器の型式については、事業者にて、市場性、納入実績、信頼性等から総合的に判断し、提案させていただきますようお願い致します。	事業者提案とします。
122	要求水準書	意見	72	第2編 第7章 3.3 (3) ②	進相コンデンサ盤	進相コンデンサの電圧種別につきましては、事業者にて、市場性、納入実績、省エネ等から総合的に判断し、提案させていただきますようお願い致します。	事業者提案とします。
123	要求水準書	質問	73	第2編 第6章 3.3 (5)	非常用発電機設備	「運転時において室の平均温度は、夏季設計外気温度+8℃以下とする。」とありますが、一方P.28の電気関係諸室内温度には室の平均温度は28℃以下とあります。非常用発電機室は電気関係諸室には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
124	要求水準書	質問	78	第2編 第7章	現施設の解体工事等	本事業範囲内である解体工事の対象物の詳細図をご提示頂けますでしょうか。	入札公告時に提示します。
125	要求水準書	意見	80	第7章 2	事前調査	表 2-12~17 の空欄となっている数量については公告時にご提示願います。	入札公告時に提示します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
126	要求水準書	質問	83	第2編 第7章 2.3	PCB	PCB が認められた場合、処理費用は市の負担という理解でよいか、ご教示下さい。	追加で判明した分は市の負担とします。
127	要求水準書	意見	83	第2編 第7章 2.3 (1)	建築設備	「解体工事施工時に、安定器の製造年月日を調べ処理する。」とありますが、PCB については製品の所有者が処理の責任を負うこととされており、事業者が処理することは法的にできません。よって、“(2) シーリング材”と同様に市様に引き渡すものとしていただけないでしょうか。	事業者で処理できない範囲については、市に引き渡すものとします。
128	要求水準書	意見	83	第2編 第7章 2.5	その他の残留物	「数量は各社の経験で想定するものとする。」とありますが、事業者間の見積条件の統一を図るため具体的な数量をご教示下さい。または、市様にて可能な限り残留物を処理する様お願い致します。	市で可能な限り残留物を処理します。
129	要求水準書	質問	83	第2編 第7章 2.2	アスベスト	「本事業では以下数量を参考とし、アスベストの使用状況を調査するものとする」と記載がありますが、事業者に提示していないアスベストが確認された場合は別途清算と考えてよろしいでしょうか。	追加で判明した分は市の負担とします。
130	要求水準書	質問	83	第2編 第7章 2.3 (1)	建築設備	「各安定器に PCB が含有している可能性は低い。ただし、確定できないため、解体工事施工時に、各安定器の製造年月日を調べ処理する」と記載がありますが、処理費用は別途清算と考えてよろしいでしょうか。	追加で判明した分は市の負担とします。
131	要求水準書	質問	83	第2編 第7章 2.3 (2)	シーリング材	シーリング材に PCB が含まれている可能性があるため、棟ごとに分析調査を実施し、PCB の含有が認められた場合は、撤去することと記載がありますが、撤去費用は別途清算と考えてよろしいでしょうか。	追加で判明した分は市の負担とします。
132	要求水準書	質問	84	第2編 第7章	表-2-18 残留物 (想定)	7項、排水処理槽、汚水は施設停止後の残留汚水と理解してよいか、ご教示下さい。	ご認識のとおりです。
133	要求水準書	質問	84	第2編 第7章	表-2-18 残留物 (想定)	8項、排水処理槽、汚泥は一般廃棄物に当たらないか、ご教示下さい。	産業廃棄物となります。
134	要求水準書	質問	102	第3編 第1章 1	事前調査及びセルフモニタリング等	1.2 デジタルテレビ放送受信障害予測調査、施設整備企業は、市と協議の上、工事中(工事段階ごとに複数回)、完成後のデジタルテレビ放送受信障害発生予測を行うこととありますが、建設工事竣工後の事後調査は対象外と理解してよいかご教示下さい。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
135	要求水準書	質問	102	第4編 第1章 1.3	周辺施設の現況調査等	「特高整備した後は、電気主任技術者及びBT主任の常駐すること」について、特高整備した後とは、需要設備の使用前自主検査の時期で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
136	要求水準書	質問	107	第4編 第2章	別添資料	ご記載の別添資料のご提供をお願い致します。	入札公告時に提示します。
137	要求水準書	質問	108	第4編 第2章3	責任施工	建設予定地の近隣に、市様で保有されている資材や重機を置くスペース等がありますでしょうか。	近隣にスペースはありません。
138	要求水準書	質問	109	第4編 第2章 8	(5) 市が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守～	生活環境影響調査書のご提示をお願いします。	入札公告時に提示します。
139	要求水準書	質問	110	第4編 第2章 9 9.1 (3)	仮設事務所	市監督員及び工事監理者用の仮設事務所をそれぞれ設けること。とありますが、利用者の人数をご提示願います。合わせて、設置期間をご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
140	要求水準書	質問	110	第4編 第2章 9 9.1 (3)	仮設事務所	備品について具体的な数量をご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
141	要求水準書	質問	110	第4編 第2章 9 9.1 (3)	仮設事務所	「光回線（プロバイダ加入含む）又は監督員及び監理者の指定する回線一式を備えること」とありますが、指定する回線一式とは、一般的な家庭用向け回線と同等程度のものでしょうか。それ以外であれば、具体的にご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
142	要求水準書	質問	110	第4編 第2章 9 9.1 (3)	仮設事務所	市監督員用事務所においてはパソコン接続用の機材を設置する。とありますが、wifi等の設備のことでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
143	要求水準書	質問	111	第4編 第2章 9.3	主任技術者の選任	施設整備企業は、工事開始前に施設運営を行う者から主任技術者を選任(配置)とありますが、ここでいう「工事開始」とは現地着工後の主任技術者としての業務が開始する時点との解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
144	要求水準書	質問	111	第4編 第2章 9.3	第2種以上の電気主任技術者及び第2種以上のボイラ・タービン主任技術者の選任	「特高整備した後は、電気主任技術者及びBT主任の常駐すること」について、特高整備した後は、需要設備の使用前自主検査の時期で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
145	要求水準書	質問	111	第4編 第2章 9.3	電気主任技術者 ボイラ・タービン主任技術者	「特高整備した後は、2種以上の電気主任技術者およびB.Tについては常駐すること」とありますが、ここでいう特高整備とは、設備としての整備完了=受電のタイミングと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
146	要求水準書	意見	112	第4編 第2章 13	デジタルテレビ放送受信障害発生の防止	「障害が発生する場合には適切な対策を行う。」とありますが、実際の対策については障害地域住民の同意が必要であり、入札前の段階において事業者が適切に見積を行うことは困難です。よって、調査及び対策工事の立案までを事業者の範囲とするようお願い致します。	基本的に調査及び対策工事の立案までを事業者の範囲としますが事業者も適切な対策を講じるものとなります。
147	要求水準書	質問	118	第4編 第2章 21.5	(15) 説明用模型	「特高整備した後は、電気主任技術者及びBT主任の常駐すること」について、特高整備した後は、需要設備の使用前自主検査の時期で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
148	要求水準書	質問	119	第4編 第2章 22.1 22.2	試運転・運転指導	運転指導は試運転期間内に実施するとの理解で良いかご教示下さい。	ご認識のとおりです。
149	要求水準書	質問	122	第5編 第1章 5.2	生活環境影響調査書の遵守	生活環境影響調査書について、p.122に市が実施する事後調査または運営事業者が自ら行う調査・・・と記載ある一方で、運営期間中に測定すべき項目が記載されていないようですが、特に該当する項目があればご教示頂けますでしょうか。	表-5-3を参考としてください。
150	要求水準書	質問	122	第5編 第1章 5.2	生活環境影響調査書の遵守	「・・・運営事業者が自ら行う調査・・・」とありますが、運営事業者が行う計測管理業務以外には地元との協定などによる測定調査などはないと、考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
151	要求水準書	質問	123	第5編 第1章 5.7	有資格者について	有資格者の配置については建設された設備に基づき法的に必要な資格者を配置する認識ですが、エネルギー管理士はエネルギー管理員で代用しても宜しいでしょうか。 また、安全管理者、衛生管理者については、組織人員数により配置することとして宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
152	要求水準書	質問	123	第5編 第1章 5.7	有資格者について	公害防止主任管理者・公害防止統括者の選任は貴施設において必要であるかご教授頂けないでしょうか。	必要となります。
153	要求水準書	質問	124	第5編 第1章 5.9	保険への加入	貴市が加入する保険が記載されておりますが、免責事項等の制約等をご教示頂けないでしょうか。	質問 No.61（実施方針）を参照してください。
154	要求水準書	質問	125	第5編 第1章 6.5	その他場合における性能未達	「～機器の運転の過失等による停止についても性能未達とする」焼却炉停止に伴う代替処理には言及されていますが、売電収入機会損失については未記載です。 「損害賠償の予定」条項での算定条件（上限設定）は契約上設定せず、都度協議なのかご教示下さい。	発生時に協議することとします。
155	要求水準書	質問	127	第5編 第2章 2.1 (1)	搬入時間	市民持込の搬入時間について、土曜日及び第3日曜日についても9:00～11:30、13:00～16:00であることを確認させて下さい（午前又は午後のみでないことの再確認です。）。	ご認識のとおりです。
156	要求水準書	質問 ・ 意見	127	第5編 第2章 2.1	(2) プラットホーム内の業務	市民持込粗大ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の車両の誘導及び荷おろし受入れ補助業務について、補助はトラブル時の保障等の面から除外して、指示・指導にして頂けないでしょうか。	事業者の業務範囲とします。
157	要求水準書	質問	128	第5編 第2章 2.1	(5) 搬入検査	「市が立会いのもと、運営事業者は許可業者の搬入検査を実施する。」について、搬入検査の頻度、対象車両数についてご教示頂けないでしょうか。	詳細は設計時に決定します。
158	要求水準書	質問	128	第5編 第2章 2.1	(7) 搬出入車両の誘導	「許可業者等などの車両の誘導を行い、安全且つ円滑に搬出入が行われるよう努める」とは、通常期においても誘導人員を配置すると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
159	要求水準書	質問	129	第2編 第2章 2.6	排水処理設備の運転管理	「～公共下水道に排除すること」とありますが、下水道料金は事業者側負担となるのかご教示下さい。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
160	要求水準書	意見	131	第二章 3.3	熱供給等	エネルギー収支を検討するに当たり、「余熱体験啓発棟」のプール以外の計画概要及び、公園を含めた必要な余熱のエネルギー量をご提示願いたい。	計画中ですが、約 5,300MJ/h と想定しています。
161	要求水準書	質問	131	第 5 編 第 2 章 3.3	熱供給等	「余熱利用啓発棟の屋内プール等に供給し、・・・」とありますが、供給先には予備ボイラが備えられており、本施設の定修中等においては供給停止ができ、運転計画に影響しないものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
162	要求水準書	意見	134	第 5 編 第 3 章 1.3 (3)	(仮称) 久喜市新ごみ処理施設の点検・検査等の実施	「運営事業者は～必要な改修工事を行い、市の確認を得るものとする」とありますが、主観・美観に係るものであり経年劣化との齟齬が大きくなる部分であると思慮します。こちらは市殿と協議の上、負担割合を案分できればと思います。	基本的に事業者の負担とします。
163	要求水準書	質問	136	第 4 編 第 3 章 5.2	見学者対応	見学者の人数・回数等の受入想定について、具体的なご計画をご教示下さい。	詳細は設計時に決定します。
164	要求水準書	質問	142	第 5 編 第 4 章 1 (1)	業務期間終了時の機能保持	「施設運営期間の終了日の 5 年前から、～確認することとし」とありますが、運営期間終了 5 年前から毎年実施するというのでしょうか。	ご認識のとおりです。
165	要求水準書	意見	142	第 5 編 第 4 章 1 (2)	業務期間終了時の機能保持	本項については、前 (1) 項の協議によって内容が確定するものであり、運営開始前に想定することは困難と考えます。別途協議とさせていただきますようお願い致します。	別途協議することも可能です。
166	要求水準書	質問	143	第 5 編 第 4 章 4 (2) (3)	事業期間終了後の取り扱い	想定される内容と頻度をご教示下さい。	現時点では未定です。
167	要求水準書	質問	—	—	—	本事業用地は、河川保全区域内に含まれるのでしょうか。含まれる場合は、河川保全区域の範囲と位置をご教示頂けないでしょうか。	敷地内に河川保全区域はありません。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	モニタリング 基本計画	質問 ・ 意見	2	1.4 (3)	本事業終了時	施設運営業務においても本事業終了時の 1 回のみと考 えなくとも宜しいでしょうか。運営事業者のモニタリ ング実施計画書になるかと思いますが、基本は、表 3.1 と考えます。	ご認識のとおりです。
2	モニタリング 基本計画	質問	10	3.5 (1)	委託料の返還	「・・・市に返還する日 10 までの日数につき、・・・」 について、「日 10」の解釈をご教示頂けますでしょ うか。	誤記のため「10」を削除します。